土地利用調整条例第 10 条の特定開発事業等及び適用される基準

基準が適用される場合

特定開発事業等			自動車駐車場	緑地	道路	排水施設	氾濫調整池	消防水利	消防活動空地	ごみ集積施設	中高層建築物についての措置	工事施工に係る措置
建築物	新築、増築、改築、移転	● 建築面積が 500 ㎡を超えるもの	※住宅の建築を目的とする場合（建ぺい率8／10以上の土地の区域を除く）	※計画戸数が5を超える賃貸住宅の建築を目的とする場合	※予定建築物の計画戸数が20以上の住宅を目的とする場合					※予定建築物の計画戸数が20以上の住宅を目的とする場合		
		● 地盤面からの高さが 10mを超える部分に居室の床面を有するもの ● 階数が 4 以上の階に居室を有するもの									※階数が4以上の階に居室を有する場合	
開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	● 開発区域の面積が 500 ㎡を超えるもの 注)自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。						※開発区域の面積が3千㎡を超える場合				
土地の形質変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	● 面積が 1,000 ㎡を超えるもの 注)土石の採取、鉱物の掘採及び公共土木工事に係るものを除く。										